

H25包括外部監査（テーマ）農林水産行政の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

No	種別	対象事業	指摘項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
1	指摘	あぐりすとくらプロジェクト活動支援事業費	「ビジネススキルアップ研修会」無料開催の妥当性	農林水産部	農政課 担い手・農地保全対策室	<p>当該支援事業は、ビギナーズ活動支援事業・プロジェクト活動支援事業・プロフェッショナル活動支援事業と言ったように、各段階の農業者の育成、発展を主眼としているため、ターゲットを分けて支援事業を展開している点及び課題解決型の事業を展開している点は評価するものの、愛媛県が「ビジネススキルアップ研修会」を無料で実施する必要がなぜあるのか疑問である。「ビジネススキルアップ」意欲の有無は農業にかかわらず当人の問題である。対価を支払ってでも「ビジネススキルアップ」したいと思う人たちを対象にしているにもかかわらず、対価を徴収して実施しなければ、本当の意味での身に付く研修にならず、結局当人のためにはならないのではなかろうか。その意味では、研修会は無料で行うのではなく適切な金額を徴収して行うべきである。</p> <p>受講者にとって研修会では一般的に対価に相応する質を求めるが、お金を払っていなければどうしてもその価値が低く感じられ、欠席とかも多くなる傾向がある。それに対して有料の研修会では受講生も支払った金額以上のものを得ようとし、それ相応の質の高さを求める。そのため、研修を行う側も見合った内容を提供せざるを得なくなり、お互いに良好な緊張感も維持できるはずである。</p>	<p>農産物の価格低迷など農業経営が圧迫される中、所得を向上し経営を安定させるためには、これまでの生産部門のみならず、加工、販売分野を含めた経営のビジネス化が有効と考えている。現在では、国の施策において6次産業化事業の推進が打ち出され、その重要性は認識されているものの、事業を創設した平成23年頃は農業者の認識が薄く、何もない状態であった。そのため、県施策として、6次産業化の有益性を多くの方々に周知するとともに、きっかけづくりから優良モデルの育成まで発展段階に応じて支援し、積極的に取り組んでいただくことを目的としていたことから、研修会に係る経費は県が負担していた。なお、6次産業化のさらなる推進を図るため、平成26年度に、当該事業を含む既存の関連事業を統合・集約する中で、国の交付金を活用した研修会に移行している。</p>

No	種別	対象事業	指摘項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
2	指摘	6次産業化産地ステップアップ事業費	計画的な指導について	農林水産部	農産園芸課	<p>県が実施している6次産業化産地サポートは、まず、県下で活動する普及指導員の内、81人の6次産業化支援担当普及指導員が生産者への指導の中で、下記の流れで6次産業化ができる産地や生産者の掘り起こしを実施している。</p> <p>普及指導員は6次産業化についても日々の活動の中で対応しており、記録は日々の指導記録の中に記入されている。6次産業化は綿密な計画と情報収集が必要であり、個別の案件について、時系列に応じてその時々に必要な支援があることから、通常の指導とは分けて記録・管理し、生産から将来の販路の確保まで計画的に進めることが重要であるとともに、計画の策定やその後の進捗管理について、適切に指導することが必要である。</p> <p>この点、普及指導員が生産から販路の確保まで指導できるのか疑問を抱かざるを得ない。生産物を何に加工し、どのような商品にすれば市場のニーズを満たすのかという問題は、マーケット調査・価格策定・販売チャネルプラン別シミュレーション等のノウハウが必要となり、マーケットの専門家や実際の小売業者など、広く意見を収集すべきところであり、この意見をもとに個別に指導する必要がある。また、商品化後の販路については、県の営業本部との連携も必要となってくるであろう。現在は販路確保についてはサポートが実施されておらず、また出来る状況にもない。このため、今後は、ブランド戦略課、営業本部と協力だけではなく、外部の専門家の意見も参考にして、販売経路を確保することが必要である。</p> <p>この様に、県が進める6次産業化事業は、各段階において、必要な情報が異なり、適切に指導できる者も異なってくると考える。このため、現在の普及指導員のみ任せられている体制は決して十分であるとはいえず、中途半端な結果にしかならないと言わざるを得ない。予算を利用して事業を行う以上、個々の案件は原則として成功させるということが必要であり、計画・商品化・販路確保の各段階において、より適切な指導を行えるような体制を構築しなければならない。</p> <p>例えば6次産業化事業を行うに当たって、「資金計画」と「利益計画」のシミュレーションは当然必要と思われる。このようなシミュレーションもなしに普及指導員の指導のみで素人がいきなり事業を行うのは余りにも無謀であると言わざるを得ない。このようなシミュレーションは必ずしも難しいものではないが、それでも一般的には各分野の専門家のノウハウがある程度は必要と思われる。当該事業を行うべきか否かについては、条件を変更した「資金計画」及び「利益計画」をいくつか作成し、各専門家の意見も参考にして意思決定を行うことが重要である。経営に関しては素人であることを考えると、6次産業化という言葉に踊らされて決して無理な事業を行うべきではない。</p>	<p>普及指導員による6次産業化の支援については、生産者からの相談に対して、専門家への助言を求めたり、先進地調査を行うなどの対応を行ってきたところである。</p> <p>平成26年度から6次産業化の推進については、国、県、農林・商工関係団体に金融機関（伊予・愛媛・信連、政策金融公庫）等も加えた推進会議を設置し、推進方向の検討や情報共有を図るほか、農政課を総括窓口として、愛媛6次産業化サポートセンター（えひめ産業振興財団委託）、地方局、営業本部等による農商工連携のノウハウの活用など、総合的な相談・支援体制へと強化した。</p> <p>サポートセンターには、加工技術や販路開拓、経営管理等の専門家である「6次産業化プランナー」が25名登録されていることから、これらの専門家を活用し、より適切な指導に努めることとしている。</p> <p>なお、6次産業化の支援に関する記録については、平成26年度から、通常の指導とは分けて記録・管理している。</p>

No	種別	対象事業	指摘項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
3	指摘	愛媛水田農業経営確立対策事業費	農業経営の改善への寄与	農林水産部	農産園芸課	<p>愛媛水田農業経営確立対策事業は、最終的な目的である「農業経営の改善」にどの様に寄与したのでしょうか。農業経営の改善は言い換えれば農家の所得向上である。この最終的な目的を達成しているかどうかの分析が全くと言っていいほど実施されていない。この事業はそもそも、1農家当たり何円若しくは何%程度の所得の向上を目指したのであるか。その目標設定さえできていないと言う状況であれば、十分な分析が行えないのも当然かもしれない。抽象的な目標では予算執行の適正性の判断は困難である。もし、農業経営の改善がされたという明確な結果が残せていないのであれば、改善できなかった理由若しくは改善できたかどうかの判断が出来ない理由を分析し、次年度以降、事業の継続を含め、意思決定に活かすことが必要である。</p> <p>そもそも、機械化が進み、効率化が図られたとしても、そのことをもって水田農業経営が確立されたとは言えない。水田農業経営の確立はそれほど簡単にできるものではなく、必要ならば予算を拡大し、確実に水田農業経営が確立出来る様にしなければならない。県として真剣に取り組むべき事象と捉えているならば、現在の取組みでは不十分で効果が薄いと言わざるを得ない。</p>	<p>本事業はまず、本県の実情に合った水田農業の維持発展のため、「売れる米づくり」や「麦の生産拡大」を推進してきたものであり、このため主食用米の生産数量の達成状況や麦・大豆等の生産状況をもって事業効果の確認をしてきたところである。個々の機械の導入にあたっては、「特定高性能農業機械導入計画」に基づき、導入しているところであり、効率的かつ適正な利用ができています。</p> <p>なお、本事業は24年度に終了しているが、今後の事業見直しに活用できるよう事業成果を検証できるような仕組みについても検討していきたい。</p>
4	指摘	森林環境保全基金積立金	監査結果のフォローアップの必要性	農林水産部	森林整備課	<p>森林環境税については、平成23年度の包括外部監査において『現在のよう28事業も多様な施策でなくても、「的を絞って重点的に行う」といった見直しを行うことで、さらなる効率的な施策を講ずることも十分可能ではないか。』と指摘されている。しかしながら、監査結果のフォローアップにおいては、同一の指摘で記載された「森林環境税の引き下げ検討」についてコメントされているのみで、事業数の絞り込みについては全くコメントされていない。</p> <p>今後は一つの指摘事項に複数の内容が記載されている場合は、その全てについてフォローアップが必要である。そうしなければ、指摘事項についての県の取り組み姿勢が県民には理解できない。</p>	<p>平成27年度森林環境税の予算編成にあたっては、既存事業等を再検証し、集約可能な事業については集約し、また、当初の目的を達成した事業については、廃止するなど事業の縮減に努めた。しかしながら、第3期森林環境税に係る県民意見交換会等での県民の意見を踏まえ、放置竹林対策や野生鳥獣による獣害対策や主伐跡地の再造林対策等、新たな県民ニーズに対応するため、新規事業を創設した結果、平成27年度予算においては、30事業と微増する結果となった。</p> <p>これら事業については、直面する県内林業の課題解決に向け、早急に取り組むべき内容であり、また県民ニーズに応えることが必要なことからやむを得ないと考えるが、御指摘の趣旨を踏まえ、今後は、さらなる事業の集約に努めるとともに、早期に事業完了できるよう、より重点的で効率的な事業の実施に努めるとしたい。</p> <p>また、平成23年度の包括外部監査において指摘された事項へのフォローアップが十分でなかった点を踏まえ、一つの指摘事項に複数の内容が記載されている場合は、その全てについて説明し、県の取り組み姿勢を示すこととしたい。</p>

No	種別	対象事業	指摘項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
5	指摘	林業改善資金特別会計	延滞貸付金の回収可能性について	農林水産部	林業政策課	<p>平成24年度末における貸付金残高631,405,547円(90件)のうち、56,910,947円(9件)が延滞貸付金となっている。延滞貸付金が今後も増加していけば、これから林業改善資金を利用しようとする者が新規の借入を受けられない等の影響を及ぼす可能性がある。また、延滞貸付金が最終的に回収不可能となった場合、回収不能分については、国と県がそれぞれ負担することとなる。県費を投じて貸付原資を造成し、林業従事者等に貸付を行った結果、貸付金の回収ができないということであれば、事業の是非が問われかねない。県は、延滞貸付先に対して、督促、返済猶予、返済スケジュールの見直しを行うことにより、貸付金の回収に努めているが、さらなる回収努力を行うと共に、貸付時の審査の強化も図ることが必要である。</p>	<p>平成25年度は、返済の滞っている貸付先に対して積極的に支払督促を行うとともに、面談を通じて、経営状況に応じた分納償還を指導した結果、現在一部償還がなされている。また、県では確実な償還を確保するため、保証人及び担保の提供を求めているほか、貸付金額が500万円を超える場合、中小企業診断士による経営診断を実施し、貸付の適否を決定している。今後とも、貸付後の借受者の経営状況について、委託機関と情報交換を密にし、適切な債権管理に一層努めてまいりたい。</p>
6	指摘	林業改善資金特別会計	余剰資金の縮小について	農林水産部	林業政策課	<p>林業改善資金の貸付原資合計1,006,991,000円に対し、貸付金残高は631,405,547円であり、余剰資金が375,585,453円存在している。直近5年間(平成20年度～平成24年度)の新規貸付は年間8千万円程度と、資金需要が低迷していることを考慮すると、余剰資金の縮小を図ることが必要である。余剰資金が発生しているということは、資金が他にそれを必要とする事業に回っていないということを意味する。また、余剰資金でもって、県債の償還に充当することができれば、県が負担する利払いも緩和されることになる。このため、来年度以降も、資金需要と資金残高をにらみ、余剰資金の縮小に努めていくことが何より必要である。なお、貸付原資は、国と県がそれぞれ資金を出し合ったものであるため、余剰資金を縮小する場合は、国庫への戻し入れや県の一般会計への繰入が発生する。余剰資金の縮小については、林野庁通知(平成20年9月)においても要請されており、県も通知に従い、平成26年度において、余剰資金の縮小を計画しており、40,000千円を国庫に戻し入れ、20,000千円を県の一般会計へ繰り入れる予定である。ただ、375,585千円の余剰資金残高に対し、合計60,000千円の縮小では、縮小効果はまだ薄いと考えられるため、今後もさらなる縮小が必要である。</p>	<p>林業改善資金特別会計を近年の貸付実績に応じた適切な規模とするため、林野庁企画課長通知に基づき算出した額を平成26年9月に国庫及び県一般会計へ返納した。なお、平成27年度は、返還額算定の際に策定した5ヶ年間の事業計画に基づき、平成26年度と同額の貸付枠を予定している。おつて、返納後2ヶ年度目(平成27年度)の実績において改善効果が見られない場合には、再度自主納付の検討を行うこととされているため、必要であれば再度自主納付を検討することとし、貸付原資残高の適正化に努めてまいりたい。</p>

No	種別	対象事業	指摘項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
7	指摘	水産物輸出促進事業費	水産物輸出促進事業費の妥当性について	農林水産部	漁政課	<p>当該事業は、平成22年度より「ふるさと雇用再生特別基金」を活用して、南予地域の生産者団体等9社から構成される共同企業体(JV)である「愛媛産水産物輸出促進共同企業体」を組織し(平成22年5月31日設立 通称:ナインウェーブ)、急速な経済発展を遂げた中国への輸出基盤の確立を目指すべく、輸出業務に関する高いスキルを有した人材を雇用、当該業務に専従させることにより、個々の事業者がこれまで中国進出に失敗してきた通関・代金回収等の輸出に係るリスクの低減と経費の軽減を図りつつ、産地が一丸となって「商業ベース」での輸出を目指すことにより、愛媛県水産業の活性化と漁家収入の向上に資することを目的として開始されたものである。</p> <p>「ふるさと雇用再生特別基金」は平成23年度をもって終了することから、平成24年度～平成25年度において、県事業として引き続きナインウェーブを支援している。平成24年度の当初予算説明においてJV自活への方策として、水産物以外の県産特産品の輸出や観光客の誘致などにも取り組みながら、ナインウェーブ9社以外の協賛企業を増やし、会費収入や水産物以外の輸出取扱手数料の増額を目指し、平成24年度～平成25年度の2箇年をもって自活することを目標として掲げていた。</p>	<p>水産物の輸出については、平成22年に、県漁連を始め宇和島市の水産会社など9社が共同で「愛媛産水産物輸出促進共同企業体」(通称:ナインウェーブ)を設立し、公募採用した最高執行責任者を中心に、販路開拓に取り組んできた。その結果、上海海之興進出口貿易有限公司(陳光偉総経理)を取引先とした「生鮮魚」の販売に成功し、国内では長崎県以外は絶対に無理と言われた生鮮魚の「当日通関」を上海で実現した。輸出金額こそ、人件費を始め多額の経費に見合うものではないものの、「生鮮魚」の輸出を一度も失敗することなく、合計260回も成功させた実績(輸出ノウハウの蓄積)は、水産業界からも高く評価されている。また、最終年度である平成25年度は、仕向地に大連市を追加して、民間企業主体で輸出量の拡大に官民一体で取り組んできたところ、平成25年10月の副知事による中国訪問を突破口に、大連「愛媛フェア」において、上海に続き、中国で2都市目の鮮魚輸出で「当日通関」に成功(日本初)するなど、後発組の本県が、今や、47都道府県の最先端を走っていると認識している。このように、企業体に参加した企業それぞれに民間ベースでの輸出体制が順調に形成されつつあるところに加え、上海ルートについては、平成26年2月以降、県主導の輸出から民間企業主体の輸出に入ったことから、計画どおり平成25年度で県の中国向けの輸出支援を終了したところである。</p> <p>(※25年度は、上海・大連の合計で、県負担額(50,034千円)を上回る輸出実績(50,980千円)となっている。)</p>

No	種別	対象事業	指摘項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
7	指摘	水産物輸出促進事業費	水産物輸出促進事業費の妥当性について (つづき)	農林水産部	漁政課	<p>(つづき)</p> <p>平成24年度のナインウェーブ輸出実績は、輸出量12,285kg・輸出金額21,899千円という規模で、事業費55,744千円を到底賄えるものではない。県は、JV自活の道はあきらめ、JV参加の個別企業へノウハウ移転や輸出ルート確立を目指している。実際、JV内の数社は、独自に輸出を開始しているとのことである。平成24年度と25年度合わせて約1億円という多額の県費を使い、結果として、単なる個別企業の中国輸出支援という形に終わろうとしている当該事業について、事業の有効性を考えると適正な予算の執行と言えるのか大いに疑問がある。JV組成は産地が一丸となって取り組む産地連携体の誕生として期待されたが、そもそもJV各社の費用負担が各社月額2万円(@20,000円×9社×12月=2,160,000円)のみで、県民感覚では、費用負担が軽すぎる感が否めない。月額2万円の負担程度しか取組みを続けるだけの気力・体力がない企業であれば、急速な経済発展を遂げた中国への輸出基盤の確立などできるとは到底考えられない。それともJV各社はこれ以上自己資金をつぎ込むほどには魅力がない事業であったのであろうか。産地が一丸となって「商業ベース」での輸出を目指すのであれば、各企業もそれ相応の負担をする必要があるはずだ。何もかも県が負担するのは県民の理解は得られないと思われる。確かに、中国は大市場で、県産水産物の輸出が軌道に乗れば、生産者・事業者が潤い、ひいては県にとって有益であることは理解できる。今後、当事業の成果が水産物に留まらず、それ以外の県産特産品の輸出や観光客の誘致などにも繋がるような、投資に見合った成果が発現されるようお願いしたい。</p>	<p>(つづき)</p> <p>JV各社は、毎月の定例会を「最高意思決定機関」とし、その決定事項を受けた事務局が各社の協力を得て実行に移すという今の手法を高く評価しており、各社に多額の負担を求めずに、県の主導で問題解決に取り組む姿勢こそが、JV各社の思惑を捨てさせ、産地が共通の目的に向かって結束する糧となっていたとみている。</p> <p>なお、国内販売でライバル関係にあり、主義主張の異なる大手水産会社を一つに束ねるといふ、この事業のスキーム(委託事業という枠組み)が予想を超える成果を出すところまで成熟したことから、次年度以降の輸出についても、このスキームを活用したいと考えている。</p> <p>現在、旧ナインウェーブの上海ルートについては、ナインウェーブに参加した宇和島市の水産会社が後継となって、これまでの輸出ノウハウの蓄積を基に、週2回の空輸に鋭意取り組んでいるところであり、平成26年4月からは生鮮マグロのほか、ブリとマダイのみかんフィッシュの2トップを加えるなど、平成26年9月までの上期だけで平成25年度の輸出実績を上回り、輸出金額も昨年の約2倍増となっている。さらに大連ルートについては、大連の中国全土に向けたハブ市場としての役割を追い風に、冷凍ブリ・フィーレの輸出が好調で、昨年1年間のナインウェーブの輸出金額に並ぶ大型輸出を、上海ルートとは別のナインウェーブに参加した宇和島市の水産会社が、平成26年4月早々に実現し、順調に推移している。また、知事が提唱した「えひめ発の規制緩和提言」が実現したことにより、県内では6か所(四国中央・西条・今治・中予・八幡浜・宇和島)の保健所で、中国向けの衛生証明書の発行が可能となり、さらに平成26年6月から休日の対応も加わり、民間企業主体の恒常的な輸出展開を期待できる環境が整っている。このため、県では、海外への販路拡大による国内市場の需給調整と価格安定を、養殖業者の経営発展につなげてまいりたいと考えており、とりわけ、中国は魅力的な市場であることから、当該事業で得た輸出ノウハウを活用しつつ、証明書発行などの側面的な支援はもとより、愛のくにえひめ営業本部を拠点として、県内企業に対し確実にビジネスチャンスを提供するなど、今後とも、愛育フィッシュの実需の創出に努めてまいりたい。</p>

No	種別	対象事業	指摘項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
8	指摘	沿岸義漁業改善資金特別会計	延滞貸付金に対する管理について	農林水産部	漁政課	<p>沿岸漁業改善資金について、直近5年間(平成20年度～平成24年度)の新規貸付は、年間1千万円程度と低い水準で推移しており、平成25年10月時点の貸付残高は57,586,000円(51件)となっている。</p> <p>沿岸漁業改善資金が余り使われていない理由としては、同じく漁業従事者等に対する支援として、漁業近代化資金があるからである。漁業近代化資金の平成22年度の新規貸付は3,333,060千円(306件)、平成22年度末の貸付残高は12,125,153千円であり、漁業近代化資金の方が非常に規模が大きい。漁業近代化資金は利子補給であるのに対し、融資条件が合えば、沿岸漁業改善資金は無利息なので有利ではあるのだが、低金利の昨今では沿岸漁業改善資金のメリットが薄れてしまっている。沿岸漁業改善資金は漁業近代化資金に比べ申し込み手続がより煩雑なことも利用を減少させる要因となっている。</p> <p>制度の利用状況を鑑みれば、沿岸漁業改善資金を廃止し、漁業近代化資金に一本化すべきとも考えられる。制度対象が微妙に異なることや、沿岸漁業改善資金が無利子であるというメリットを考えれば、県は制度の存続を望んでいるようである。係る事務コストも年間1,197千円程度であり、県の主張にも合理性はあると思われる。</p> <p>ただ、制度を維持していく上で、延滞貸付金の発生を防止することが必要である。平成24年度末において、3,237,517円(2件)の延滞貸付金が発生している。県は、延滞貸付先に対して、督促、返済猶予、返済スケジュールの見直しを行うことにより、貸付金の回収に努めているが、さらなる回収努力を行うと共に、貸付時の審査の強化も図ることが必要である。</p>	<p>当該資金において、平成26年9月末現在で債権が残っているのは、平成12年度以降の貸付で合計36件であり、このうち延滞は2件である。うち1件は、全国的な経済不況による真珠産業の衰退により廃業に追い込まれたもの、他の1件は、債務者の病氣療養及び死亡により延滞となったものであり、いずれも貸付審査において延滞を予見することは、困難であったと考える。</p> <p>貸付決定に際しては、外部有識者を委員に含む同資金運営協議会に意見を求めるなど最善を尽くしているところであるが、今後とも、経営内容、資産・負債状況等をより一層精査するなど審査を強化することとしたい。</p> <p>また、貸付後は、所属漁協等と連携を密にして、債務者の経営状況等に関して情報収集するとともに、事業活動に関しても地方局の水産業普及指導員が指導・助言するなどして、延滞の発生防止に努めてまいりたい。</p> <p>さらに、延滞発生時には、「同資金貸付債権保全等事務の取扱いについて」(H18.5.10漁政課長通知)に基づき、督促面談等を実施することとしており、上記2債務者からは、不定期ながら継続して回収できている。なお、これら2者は既に漁業を廃業した上、多重債務を抱えており、過度の督促を進めることは返済意欲を削ぐ懸念もあるため、今後とも、所属漁協等と連携して、債務者の収支状況を見極めつつ、可能な限り早期の完済が実現できるよう努めてまいりたい。</p>

No	種別	対象事業	指摘項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
9	指摘	漁協等経営基盤強化対策利子補給事業費	財務改善計画の遂行について	農林水産部	漁政課	<p>国は、厳しい経営環境の中、合併等で漁協の経営基盤を強化する施策を推進しているが、本事業は、事業開始当時、合併を行う漁協、近隣漁協へ事業譲渡を行う漁協、信漁連への信用事業譲渡を行う漁協などが、その財務改善を図るにあたって金融機関(信漁連)から借入を行うに際し、国、県、市町及び系統団体が利子補給を行うものである。漁協としては、長期の借入を行うことで、徐々に財務改善を図ることができ、さらに、県等の利子補給を受けることによって、借入金に対する利息の支払いが免除されるため、財務基盤が強化される効果がある。</p> <p>但し、利子補給を受けようとする漁協は、財務改善計画を策定し、原則として10年間で目標を達成する必要がある。監査人が関係資料を閲覧したところ、愛南漁協については、平成17年度の合併時点から年々の欠損金の解消が進んでおり、財務改善計画が進行していることを確認した。一方、下灘漁協については、真珠関係の養殖業が、世界同時不況の影響を大きく受け、平成21年度に大幅な赤字が生じたため、平成22年度に622,534千円の減資を行い、欠損金の解消を図るとともに、財務改善計画を修正し、欠損金の解消を進めている。</p> <p>当初の計画では、本事業は平成27年に終了する予定であり、10年間の事業を通じて、県は総額で下灘漁協に196,324千円、愛南漁協に70,761千円の利子補給を行う予定であるが、下灘漁協については、世界同時不況の影響を受けたとはいえ、当初の財務改善計画が予定通り進まなかったことについては、徹底的な原因分析を行い、以後、目標達成のため関係者にさらなる努力を促すことが必要である。</p>	<p>下灘漁協では、平成25年度も修正した財務改善計画を上回る実績(当期剰余金)となったことから、繰越欠損金も計画を上回る順調な解消となっている。このため、今後とも、愛媛県漁協経営改善支援検討会等による財務改善計画の進捗管理や見直し等について、漁協・系統と協議する等により経営改善を図ることとした。</p>

No	種別	対象事業	指摘項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
10	指摘	漁協等経営基盤強化推進利子補給事業費	漁協に対する監督のあり方について	農林水産部	漁政課	<p>事業対象である三崎漁協の財務改善計画を見ると、欠損金の金額が大きい国、県、町及び系統団体の支援を得て10年で欠損金を解消する計画となっており、財務改善計画を達成するため、様々な取り組みを行っている。ただ、平成24年度の業務報告書を見ると、283,308千円の税引前当期利益が計上されているものの、その内訳は信漁連からの支援金から成る244,156千円の特別利益であり、この特殊要因を除いた通常の収益力を示している経常利益の額は39,158千円にしか過ぎない。また、平成25年3月末の利益剰余金の額は△1,363,344千円となっており、今後も、より厳しく上記の方策を遂行するとともに、系統団体からの支援を受けながら、財務状況の改善を図らなければならないが、厳しい道のりであると予想される。</p> <p>そもそも、三崎漁協に対する支援が必要となったのは、販売事業の業績悪化や長年の不正経理により、三崎漁協の財務基盤が大きく毀損されたためである。このため、この不正経理を受けて、平成24年2月、三崎漁協では経営改善計画書を策定し、不祥事再発防止のための体制整備に努めることとされた。また、県においても検査・監督機能を強化するように見直された。</p> <p>ただ、検査を実施する上で重要なのは、担当者がおかしいと感じたことは、例えマニュアルには定められていなくても、納得のいくまで追究する姿勢であり、検査を実施する者と受ける者との間にいい意味での緊張感がそこになければならない。今後の検査・監督においては、その点についても意識していただきたい。</p>	<p>三崎漁協において不正経理が発覚して以降は、「外部確認」による検証を積極的に行うなど、検査手法を見直し、平成23年度以降延べ13漁協に54件の外部確認を実施してきたところである。また、各漁協の決算書等の数値をデータベース化して分析を行うほか、実地検査においては、「漁協の役職員を緊張自省させ、不正行為の発生を未然に防止する」ことを念頭に、漁協の業務及び会計が適正かつ妥当であるか判断するに足りる根拠を得るまで究明するなど、深度ある検証を実践しているところであり、今後更に徹底していきたい。</p>
11	指摘	漁協等経営基盤強化推進利子補給事業費	三崎漁協不正経理問題に対する県の対応について	農林水産部	漁政課	<p>第三者委員会の報告書について、県にもその結果しか報告されなかったため、監査人が拝見したのもその結果のみである。この委員会でのどのような議論がなされ、どのような過程で結論に至ったかは知りえない。ただ経営改善委員会には、県も委員として参画し、議論に加わるとともに、改善要望された事項に関しては、進捗管理チーム(毎月)、検討会(四半期)、委員会(年2回)の委員等となっており、進捗状況を検証し、経営改善に関与を行っている。そのような状況ではあるが、その後見直された検査・監督機能ではまだ不十分ではないかと監査人には思われる。</p>	<p>三崎漁協の経営改善の実施にあたっては、進捗管理チーム等で厳しくチェックを行うとともに、経営改善計画の実行性を高めるため、県が伊方町・系統団体をメンバーとする検討会を開催し、積極的に関与を行っている。</p> <p>また、漁協の検査にあたっては、平成23年度以降、検査手法を見直し、組合が行った取引のうち、関係資料が未整備である場合や帳簿、伝票等の金額が一致しない場合などについては、取引相手先の債権・債務の実在性について書面により確認する「外部確認検査」を導入し、これまでに延べ13漁協に54件の確認を実施してきたところである。</p> <p>さらに、平成27年度からは特別検査員(公認会計士)による検査を強化(4組合→5組合)する予定であり、今後も、深度ある検証が行えるよう検査手法について不断の見直しを行うこととしている。</p>

No	種別	対象事業	指摘項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
12	指摘	漁協等経営基盤強化推進利子補給事業費	漁業協同組合に対する検査体制の見直しの検討	農林水産部	漁政課	<p>地元の新聞のニュースによれば、八幡浜漁業協同組合は2012年度決算で約6億2800万円の累積赤字を抱えており、「多額の累積赤字に至った責任の所在を明確にするため、第三者委員会を設置した」とある。この累積赤字が表面化したのは前年度であるが、その問題の原因は前期にのみ発生した訳ではない。その一部については県も従来から認識し、組合に指摘して改善を要請していた。ただその指摘に関しては長期に渡って改善されず2012年の赤字決算になったとのことである。県としても問題点に関して指摘だけではなく、様々な手立てを講じてきたとのことであるが、長期に渡っての指導にもかかわらず、改善がなされないというのであれば、ある一定の段階で例えば「必要措置命令」を行ってでも改善を求める必要があったのではなからうか。</p> <p>三崎漁協の問題点は先に指摘したが、その教訓が生かされたのであろうか。このような問題が連続して発生することに対しては県も検査方法の見直し等を行っており、対策も行っている。ただ、三崎漁協の指摘でも記載しているが「県民が報道などを通じて思うのは、県内のほかの漁協、農協も含めて、協同組合の会計は大丈夫なのかという疑念が起きても不思議ではないと思う。県としては、ほかの漁協などに対して、検査機能を新たにプラスしていく考えはあるか。」という定例記者会見での記者からの質問が現実問題になったと思われる。その意味でも先に記載したように県の検査機能のより一層の強化が求められる。</p> <p>漁協は本来組合員のための協同組織ではあるが、預貯金等を受け入れて信用事業を行っている場合は金融機関でもある。このため、信用事業実施組合については、預金者保護のためにも、系統金融検査マニュアルに基づき、事業運営の合法性等の事後的なチェックに重点を置くとともに、金融、経済、社会情勢の変化等に対応しつつ、組合の健全性の確保に資するように的確な検査の実施を心掛けていただきたい。</p>	<p>これまでも、漁協への指導は厳しい姿勢で臨んできたが、今後は長期の指導にもかかわらず、改善が見られない漁協に対しては、「必要措置命令」等の発令も見据えた、より厳しい姿勢での指導を行うこととしている。</p> <p>また、検査については、これまでも、検査担当職員を国等が実施する研修等に積極的に派遣し、資質向上に努めるとともに、検査手法について不断の見直しを行ってきたところであるが、今年度からは、さらに、部内団体検査関係課(農業経済課、林業政策課、漁政課)合同の検査担当者会を開催し、情報共有を図るとともに、効果的な検査手法について意見交換を行い、検査機能の強化を図っているところである。</p>